

都道府県からの意見について（抜粋）

【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ防疫指針】

- ・ 法第51条の規定に基づく立入検査を「年1回以上」実施するのは困難。
- ・ 埋却地の確保は家畜の所有者の責務であることから、事前に公有地の情報を提供するべきではない。自ら確保した者が不公平感を抱くおそれもある。
- ・ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生予防及び防疫は、国、都道府県のみならず、市町村などの地元関係機関・団体との連携が重要であり、その役割等について明記すべき。
- ・ 早期通報の死亡率2倍基準について、ブロイラー、ダチョウ、小規模農家（数羽のみ飼養）は死亡率が2倍以上になる例は、かなりの頻度で生じる。その原因が不適切な飼養管理、他の疾病等による場合や小規模農家を除く文言を追加すべき。